別添資料

（令和６年７月８日　熊本県子ども未来課）

令和６年度（２０２４年度）児童福祉行政・保育所等指導監査について

１　監査方針

令和６年度（２０２４年度）社会福祉施設等指導監査方針（別添）に基づき実施します。

２　監査対象

熊本市内を除く県下全域における児童福祉施設（保育所（保育所型認定こども園を含む）及び幼保連携型認定こども園。以下、「保育所等」という。）、市町村及び社会福祉法人を対象とします。

※法人監査については、法人の各所轄庁の指示に従ってください。

３　実施方法及び監査日程等

（１）実施方法

・全ての施設において書面の提出及び運営管理面・処遇面ともに実地による監査を行います。

・また、感染拡大により、実地による監査が困難な場合等においては、感染リスクレベルに応じ、適宜、縮小等を検討します。

＜必要と認める場合の例＞

・同一事項について２年以上連続して文書指摘をされた場合

・指摘事項に関する評点が１５点※以上の場合　　等

※指摘事項に関する評点

文書指摘／１件５点（同一項目について２年以上連続して文書指摘が行われているもの）

文書指摘／１件３点

口頭指摘／１件１点

（２）実施日程

・広域本部（地域振興局）において、施設と日程調整を行います。

・実施の概ね１か月前までに対象施設に通知します。

・管内各市が実施する法人指導監査と県が実施する保育所等指導監査は、可能な限り同日に行います。

４　今年度の重点項目

※１　保育所等における適切な職員処遇の確保について

※２　保育所等における不適切保育の発生状況とその後の対応について

（１）共通項目

２年以上連続して同じ項目において文書指摘がなされている、また指摘事項に関する評点が１５点以上の市町村、法人又は施設等に対する指導。

（２）市町村児童福祉行政指導監査

①　保育を要する児童（数）等が適切に把握されているか。

②　保育所の適正配置等が行われているか。

③　運営費の支弁が適正に行われているか。

※保育士確保の支援について取組状況を確認

※不適切保育等に対する対応状況について確認

（３）保育所指導監査

【運営管理面】

①　施設運営の適正化

・基準条例等に規定された適正な職員配置となっているか。

・利用者からの施設内における苦情を受け付ける窓口が設置されているか。
また、苦情解決の手続きを利用者に周知しているか。

・子どもの状態を観察し、不適切な養育等の発見に努めるとともに、必要に応じて関係機関との連携を図っているか。

※２・児童に対する児童福祉法第３３条の１０に掲げる行為等を防止する対策を講じているか。

※２・子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行っているか。

②　職員体制

・職員の採用にあたり、保育士特定登録取消者に係るデータベースを確認しているか。

③　適切な職員の処遇

※１・給与規程は適正に整備、運用されているか。また、給与格付、昇格、諸手当等は、諸規定に基づき適正に支給されているか。

※１・就業規則に定められた休憩時間が適切に取得されているか。

④　保育方針及び全体的な計画

・日々の保育について定期的に振り返りを行い、風通しの良い職場環境づくり及び職員間の相互理解を深める取組みを行っているか。

⑤　安全管理

・子どもの性的な部位を含む画像等を、ホームページ等に掲載していないか。

⑥　適正な会計処理

・運営費の弾力的運用が行われている場合、経理等通知の要件を満たしているか。

・前期末支払い資金残高及び各種積立金の取崩しについて、手続きや使途は適正なものとなっているか。

【処遇面】

①　安全管理の徹底

・子どもの生命を守り、安全を確保するために、事件や事故防止、健康管理に関して必要な措置を講じると共に、安全計画の策定が行われているか。

②　防災対策の充実強化

・非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有しているか。

（４）幼保連携型認定こども園指導監査

【運営管理面】

①　施設運営の適正化

・基準条例等に規定された適正な職員配置となっているか。

・利用者からの施設内における苦情を受け付ける窓口が設置されているか。

　　また、苦情解決の手続きを利用者に周知しているか。
※２・子どもの状態を観察し、不適切な養育等の発見に努めるとともに、必要に応じて関係機関との連携を図っているか。
※２・児童に対する児童福祉法第３３条の１０に掲げる行為等を防止する対策を講じているか。
※２・子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行っているか。

②　職員体制
・職員の採用にあたり、保育士特定登録取消者に係るデータベースを確認しているか。

③　適切な職員の処遇
※１・給与規程は適正に整備、運用されているか。また、給与格付、昇格、諸手当等は、諸規定に基づき適正に支給されているか。
※１・就業規則に定められた休憩時間が適切に取得されているか。

④　保育方針及び全体的な計画
・日々の保育について定期的に振り返りを行い、風通しの良い職場環境づくり及び職員間の相互理解を深める取組みを行っているか。

⑤　安全管理
・子どもの性的な部位を含む画像等を、ホームページ等に掲載していないか。

【処遇面】

①　安全管理の徹底
・子どもの生命を守り、安全を確保するために、事件や事故防止、健康管理に関して必要な措置を講じると共に、安全計画の策定が行われているか。

②　防災対策の充実強化
・非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有しているか。

５　監査体制と監査当日の留意点

・各所轄庁職員（２～３名）、必要に応じて管理栄養士等の同行等により実施します。
・市町村（熊本市を除く。）が実施する特定教育・保育施設の確認監査と県が行う指導監査は、可能な限り同日に行うものとします。
・同一の建物・敷地内で複数の施設を運営する事業者に対する実地指導監査は、可能な限り同日に行うものとします。
・指導監査時は、原則、理事（施設長を兼務の理事を除く。）及び監事の立会いを求めています。
・指導監査を効率的に行うため、当日は関係書類を監査実施会場に御準備ください。

６　監査資料等

（１）提出書類

・提出書類は、次の表のとおりです。
　根拠：「児童福祉行政指導監査の実施について」(平成28年10月24日雇児発第1024第1号厚生省児童家庭局長通知)
・添付書類については、各監査資料の最後の頁に記載の内容を参照ください。
なお、提出する部数については、各所轄庁からお知らせします。
・提出書類はＡ４サイズを基本とし、ホッチキス留めをせず、１部ずつクリップ留めのうえ、御提出ください。

・当方で複写することがありますので、背貼り等されないよう御注意ください。

監査対象	提出書類
市町村	・1-①児童福祉法施行事務指導監査資料 ・1-②児童福祉法施行事務指導監査調書 ・添付書類 ※「1-(2)児童福祉法施行事務指導監査調書」「添付書類」の提出については、広域本部・振興局の指示に従ってください。
保育所 (公立)	・3-①-1 保育所監査資料[公立] ・3-②-2 保育所自己点検表［公立] ・添付書類
保育所 (私立)	・3-②-1 保育所監査資料 ・3-②-2 保育所自己点検表［(私立）施設運営管理] ・3-②-3 保育所自己点検表［(私立）経理] **・収支分析表（※該当施設のみ提出）** ※監査資料 16－(8)により、積立支出及び当期資金収支差額の合計額が、事業活動収入計の 5%を超えている場合　等 ・添付書類 ※運営規程、就業規則、経理規程、給与規程等については、**新規施設及び既存施設で変更がある場合**のみ添付
幼保連携型 認定こども園 (公立)	・4-①-１幼保連携型認定こども園監査資料[公立] ・4-①-２幼保連携型認定こども園自己点検表[公立] ・添付書類 ※運営規程等については**新規施設及び既存施設で変更がある場合**のみ添付
幼保連携型 認定こども園 (私立)	・4-②-１幼保連携型認定こども園監査資料 ・4-②-２幼保連携型認定こども園自己点検表[（私立）施設運営管理] ・添付書類 ※運営規程、就業規則、経理規程、給与規程等については、**新規施設及び既存施設で変更がある場合**のみ添付 ※今年度保育所から移行した施設のみ「3-(2)-3 保育所自己点検表［(私立）経理]」、「収支分析表」(該当施設のみ)、経理規程を提出してください

（２）提出期限及び提出先

提出期限は、原則、監査実施日の１４日前です。

なお、提出先等の詳細については、後日、各所轄庁から別途通知します。

（３）各種様式

熊本県ホームページに掲載しますので、ダウンロードして御利用ください。

【掲載場所】

「県庁の組織でさがす」→「健康福祉部子ども未来課」

→「保育所」または「認定こども園」

→「令和６年度保育所・幼保連携型認定こども園等　指導監査様式集」

※必ず新しい様式をダウンロードして作成してください。

※記入漏れ及び添付書類漏れを防ぐため、提出前に必ず「提出資料確認表」(県ホームページに掲載）で御確認ください。

（４）各様式等に関する前年度からの主な変更点

平成２９年度以降、作業の簡素化を図るとともに、国が制定した社会福祉法人監査ガイドライン等に沿って随時、修正を行っております。

なお、保育所等指導監査における各様式の主な変更点は、次のとおりです。(年度、

元号の変更を除く）

【自己点検表】
⇒職員採用時における「保育士特定登録取消者に係るデータベースの確認」に係る項目を追加
⇒「子どもの性的な部位を含む画像等のホームページ等への掲載の有無」に係る項目を追加
⇒「適切な職員の処遇」「保育方針及び全体的な計画」に係る項目を追加　等

7　監査結果と公表について

・監査結果については、各所轄庁から文書でお知らせします。
文書指摘事項については早急に改善のうえ、指定された期日までに、改善状況がわかる書類を添えて、文書で報告してください。
・口頭指摘事項についても、文書でお示ししますので、速やかに改善してください。
・令和６年度の監査結果は、文書指摘事項とその改善状況を含め、令和７年度に県ホームページにおいて公表します。
・国が制定した監査ガイドラインに基づき、消防関係法令及び労働関係法令に関する違反等については、必要に応じて、処分権限を有する関係機関へ通報する等の措置をとることとされています。